

大船渡地区津波復興拠点整備事業専門委員会設置要綱

(設置)

第1 大船渡地区津波復興拠点整備事業による防災拠点施設の整備、商業業務施設の復興を先導する拠点を整備するにあたり、大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画に基づき、具体的・専門的事項を検討するため、大船渡地区津波復興拠点整備事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画に関すること。
- (2) 大船渡駅周辺地区まちづくりグランドデザインに関すること。
- (3) 大船渡駅周辺地区に関し、特に市長が必要とする課題等に関すること。

(組織)

第3 専門委員会の委員は、20人以内で構成し、市長が委嘱する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。

3 委員長は必要があると認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

4 専門的な事項を検討するために、必要に応じて委員会にアドバイザーを置くことができる。

(代理)

第4 委員はやむを得ない事由により専門委員会を欠席する場合、その委員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(会議)

第5 専門委員会の会議は、市長が必要に応じて招集し、委員長が議長を務める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を統括する。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

5 会議は、協議事項の内容により、関連する委員で開催することができる。

(庶務)

第6 専門委員会の庶務は、災害復興局大船渡駅周辺整備室において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。